

- 1 食の安全・安心に関わる最近の主な出来事
- 2 食料の自給率
- 3 千葉県のあらまし
  - (1) 農林水産物の産出額等
  - (2) 輸入食品届出件数等
- 4 食の安全に関する世論調査
  - (1) 平成15年度県政に関する世論調査の結果
  - (2) 食の安全に関するアンケート調査
- 5 食品等に関する法令及びその概要
- 6 食品等に関する規制等の主な内容
- 7 法令で規定する関係者の責務や役割
- 8 食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状
- 9 他自治体における食品安全条例等の制定等状況



## 1 食の安全・安心に関わる最近の主な出来事

### 平成 13 年

- 本県において、我が国で初の BSE 感染を疑う牛を確認。  
農林水産部長を本部長に対策本部を設置 (9 月 10 日)
- 英国獣医研究所の検査で BSE と診断。  
知事を本部長に「千葉県牛海綿状脳症防疫対策本部」を設置 (9 月 22 日)
- BSE スクリーニング全頭検査を開始 (10 月 18 日)
- 県内の全農家対象に資料安全検査を開始 (11 月 1 日)
- 「BSE 問題に関する調査検討委員会」設置

### 平成 14 年

- 雪印食品による牛肉の原産地偽装表示問題が発生、相次ぐ (1 月)
- 中国産冷凍野菜の残留農薬問題が発生 (1 月)
- 「BSE 問題に関する調査検討委員会報告」 (4 月)
- 行政対応を検討、問題点、改善すべき点を指摘
- 「食品安全行政に関する関係閣僚会議」設置
- 今後の食品安全行政のあり方について検討
- 指定外添加物の使用問題が発生 (5 月)
- ダイエット用健康食品問題が発生 (7 月)
- 食品衛生規制の見直しに関する骨子案公表 (11 月)
- 食品安全基本法骨子案公表
- 「ちば 2003 年アクションプラン」発表
- 食の安全・安心システムの構築 重点事業 (12 月)

### 平成 15 年

- 食品安全基本法公布(施行:7 月 1 日) (5 月)
- 食品衛生法等関連法の一部改正
- 内閣府食品安全委員会設置 (7 月)
- 千葉県食の安全・安心対策会議設置 (11 月)

### 平成 16 年

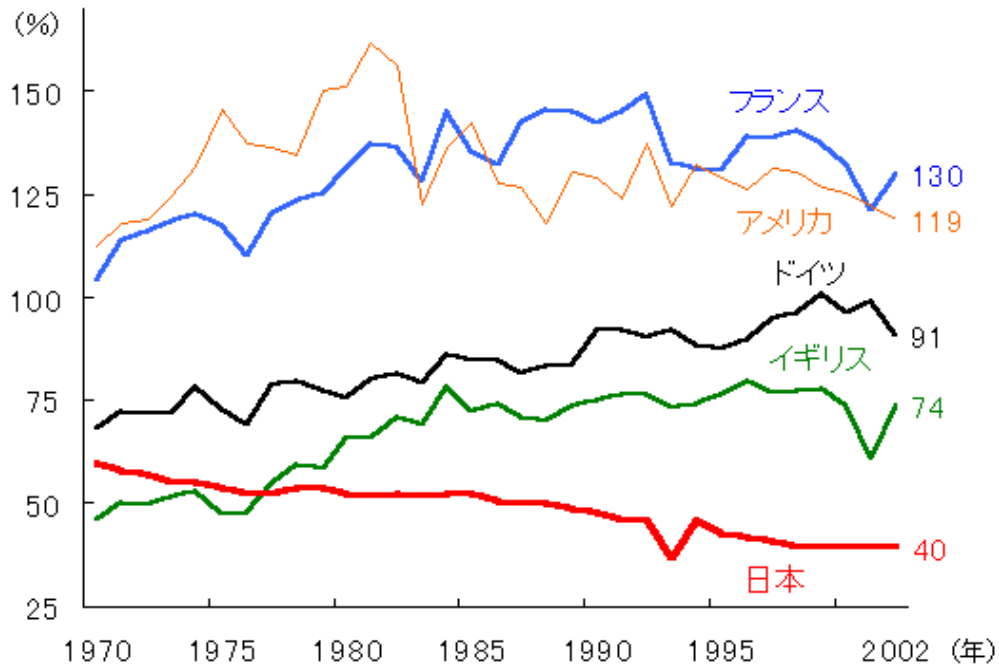
- 食品安全協議会設置 (3 月)

## 食品の安全性に関わる事件

事 件 名	事 件 の 概 要
BSE問題	平成 13 年 9 月、千葉県において国内初の牛海綿状脳症 (BSE)感染牛が発見され、平成 17 年 4 月 8 日までに全国で 17 頭の感染牛が確認されている。
中国産冷凍ほうれんそうの残留農薬問題	平成 14 年 1 月より検疫所における中国産野菜の検査が強化され、多数の冷凍ほうれんそうについて、国内の基準値を超える残留農薬が確認された。
偽装表示問題	平成 14 年 1 月、雪印食品による牛肉の偽装表示が発覚して以来、原産地表示等の偽装表示が相次いで発覚した。
指定外添加物の使用違反	平成 14 年 5 月、肉まんに食品衛生法で使用が認められていない添加物の使用が判明。その後も指定外添加物を使用した香料の製造など同様の事例が発覚した。
いわゆるダイエット用健康食品問題	平成 14 年 7 月、いわゆる中国製ダイエット用健康食品の摂取後に健康被害が生じた事例が確認され、その後も多数の健康被害事例が確認された。
無登録農薬問題	平成 14 年 8 月、ダイホルタン等の無登録農薬の使用が各農家で発覚した。

## 2 食料の自給率(農林水産省のHP から)

### 主要先進国における食料自給率の推移



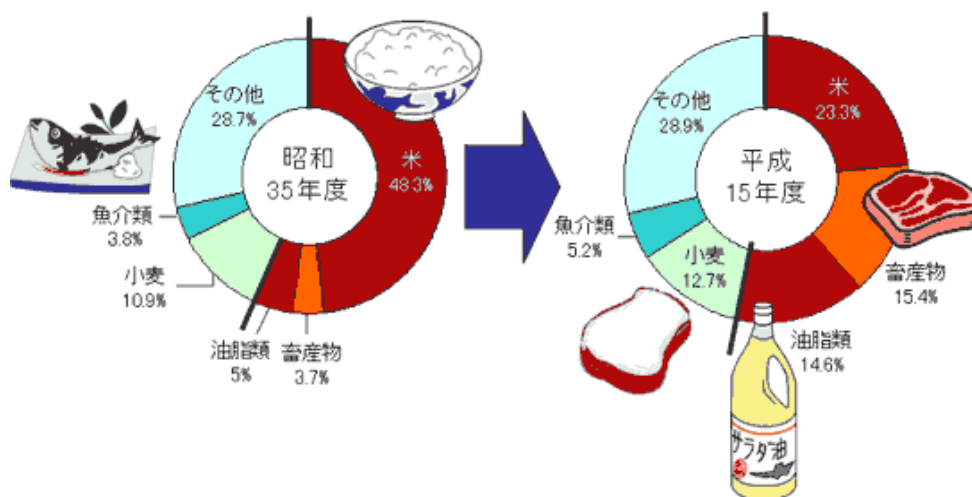
(資料)日本以外のその他の国についてはFAO “Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算。

### 食料自給率の低下の原因

戦後、**食生活の洋風化**が急速に進み、この**急激な変化が食料自給率を引き下げてきた大きな要因**。

- ・昔は主食(ごはん)を中心、戦後、副食(おかず)の割合が増え、中でも特に畜産物(肉、乳製品、卵など)や油脂の消費が増加。
- ・自給率の高い米の消費が減 → 自給率の低い畜産物や油脂の消費が増加 → 食料全体の自給率が低下。

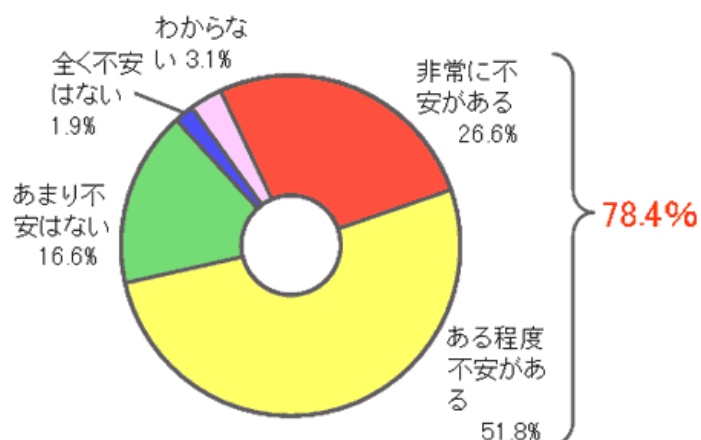
### 食生活の変化(食事のエネルギーに占める割合)



食料消費の変化に生産が対応しきれなかったことも食料自給率低下の要因の一つ

- ・惣菜、冷凍食品といった調理・加工された食品の割合が増加や外食をする機会が増加。
- ・国産の農産物は食品加工メーカーや外食店といった食品産業が求める要望に十分に  
応えていない。
- ・国産の農産物が利用されるためには  
品質のばらつきが少ない、  
季節や天候状態による値段の変化が少ない、  
必要な数量を確実に提供できる、といったような事が必要。

### 我が国の将来の食料供給についての考え



(資料)総理府「農産物貿易に関する世論調査」(平成12年7月)

### 食料供給に対する不安材料

- ・ 現在も続く世界人口の増加
- ・ 天候不順・気象災害がもたらす農産物の被害
- ・ BSEや禁止農薬の残留による輸入停止

### 平成27年度における食料自給率の目標(%)

種類	年度		→
	15年度	27年度	
カロリーベースの食料自給率	40	45	
生産額ベースの食料自給率	70	76	

### 3 千葉県のアラまし

#### (1) 農林水産物の産出額等

- 製造品出荷額等は全国第8位(10兆5,315億円 平成14年)
- 化学18.2%、石油・石炭15.4%、食料品10.7%(平成14年工業統計調査)
- 農業産出額は、4,319億円(平成15年)で北海道に次いで全国第2位  
特に、野菜は全国第1位と、全国有数の農業県となっている。
- 漁業総生産量は、204千トンで全国第5位。水産加工品の生産量は、273千トンで全国第3位と、全国有数の水産県である。(平成14年千葉県農林水産統計)

項目	単位	千葉県	全国順位	全国	資料
農家数	戸	84,730	第9位	2,934,180	農業構造動態調査(平成16年1月1日)
耕地面積	ヘクタール	134,500	第9位	4,714,000	耕地面積調査(平成16年7月15日)
農業産出額	億円	4,319	第2位	89,986	生産農業所得統計(平成15年)
野菜産出額	億円	1,711	第1位	20,917	生産農業所得統計(平成15年)
生乳産出額	トン	301,388	第3位	8,400,073	牛乳乳製品統計(平成15年)
海面漁業漁獲量	トン	180,911	第6位	4,433,754	海面漁業生産統計調査(平成14年)

#### 畜産産出額の全国的な位置 (単位：億円)

全国順位	農業産出額	畜産産出額					
		計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他
1	北海道 10,563	北海道 4,845	鹿児島県 618	北海道 3,328	鹿児島県 729	鹿児島県 724	北海道 399
2	千葉県 4,308	鹿児島県 2,168	北海道 518	栃木県 302	宮崎県 486	岩手県 659	愛知県 35
3	茨城県 4,161	宮崎県 1,699	宮崎県 497	千葉県 289	茨城県 400	宮崎県 602	静岡県 19
4	鹿児島県 4,036	岩手県 1,317	熊本県 226	熊本県 266	千葉県 333	北海道 317	群馬県 19
5	愛知県 3,395	茨城県 981	岩手県 200	群馬県 262	群馬県 326	茨城県 304	千葉県 17
		千葉県 969 6位	千葉県 56 24位			千葉県 274 7位	

## (2) 輸入食品届出件数等

- 成田空港の輸入食品届出件数、届出重量は、全国第1位。

輸入重量では、「水産食品」8.1万ト、「農産食品」5.1万トであり、生鮮品が主に輸入される空港貨物の特徴を表している。

- 東京港の輸入食品届出件数、届出重量は、全国第1位である。

全国空港における輸入状況（平成15年）

空港窓口	届出件数（件）	届出重量（ト）
成田空港	269,991	172,536
関西空港	73,531	64,995
名古屋空港	13,187	6,456
福岡空港	11,035	8,041
原木	4,340	528
千歳空港	2,206	817
那覇空港	747	192
仙台空港	248	306
広島空港	55	6
東京空港	0	0
合計	375,340	253,877

成田空港における品目別件数及び届出重量

分類	届出件数	届出重量
畜産食品	13,456	4,563
畜産加工品	53,586	5,294
水産食品	52,917	81,826
水産加工食品	12,892	4,728
農産食品	49,402	51,448
農産加工品	14,643	5,915
その他の食料品	29,466	5,817
飲料	12,450	7,216
添加物	11,056	1,921
器具おもちゃ等	20,123	3,808
合計	269,991	172,536

海港における輸入状況（平成15年）

海港窓口	届出件数（件）	届出重量（ト）
東京	467,076	9,846,772
大阪	199,803	2,748,708
横浜	179,850	4,117,586
神戸	142,581	6,075,501
福岡	134,965	2,753,847
名古屋	96,755	6,716,438
小樽	26,644	610,948
仙台	21,449	442,602
広島	14,559	245,359
新潟	13,868	198,040
那覇	10,286	134,650
合計	1,307,836	33,908,451

千葉港海上貨物取扱品種別トン数

品 種	輸 入
麦	991,187
米	12,005
とうもろこし	701,597
豆 類	434,851
その他の雑穀	50,900
野菜・果物	203
その他の農産品	306,094
合計	2,500,945



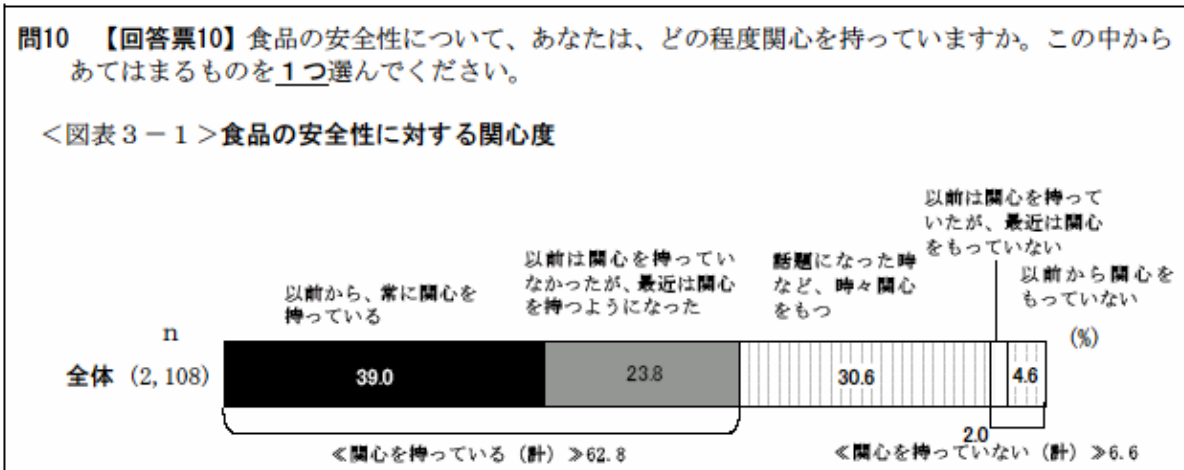
## 4 食の安全に関する世論調査

### (1) 平成 15 年度県政に関する世論調査の結果

#### 3. 食の安全について

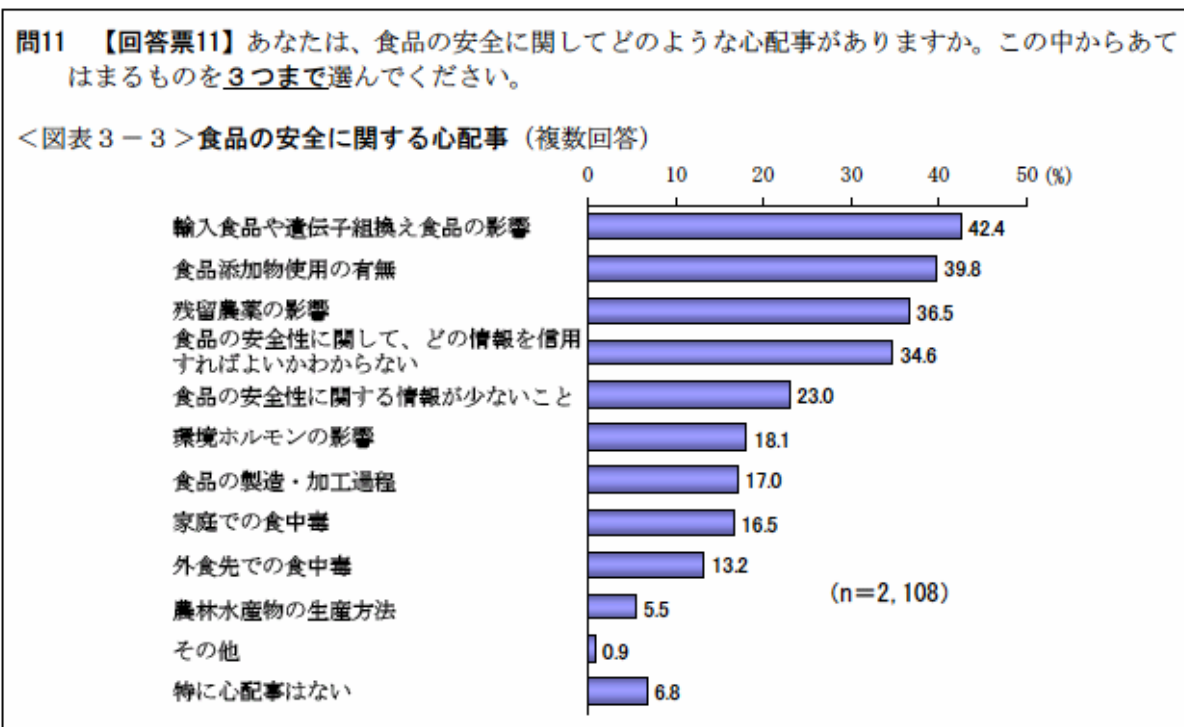
##### (1) 食品の安全性に対する関心度

◇《関心を持っている（計）》が6割



##### (2) 食品の安全に関する心配事

◇「輸入食品や遺伝子組換え食品の影響」が4割を超えトップ

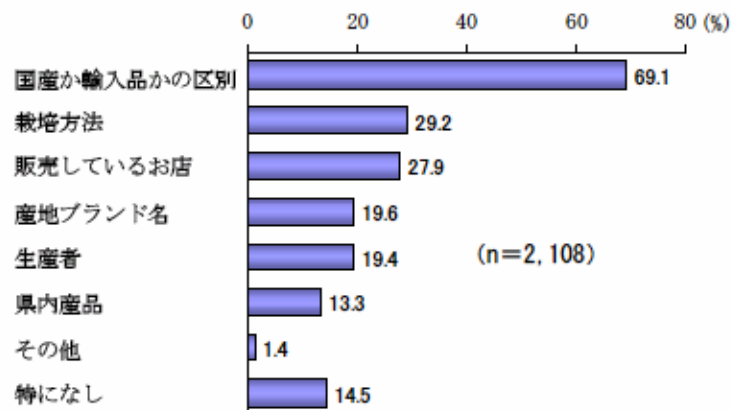


(3) 農林水産物を安心して購入する際に重視する点

◇「国産か輸入品かの区別」が7割弱で突出

問12 【回答票12】農林水産物を安心して購入するためにあなたが主に重視していることは何ですか。この中からあてはまるものをいくつでも選んでください。

<図表3-5> 農林水産物を安心して購入する際に重視する点 (複数回答)

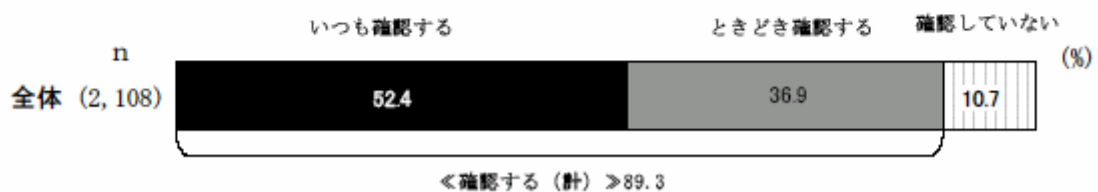


(4) 食品表示の確認状況

◇《確認する(計)》人は約9割と多数

問13 【回答票13】あなたは食品を購入するとき、食品の表示を確認しますか。この中からあてはまるものを1つ選んでください。

<図表3-7> 食品表示の確認状況



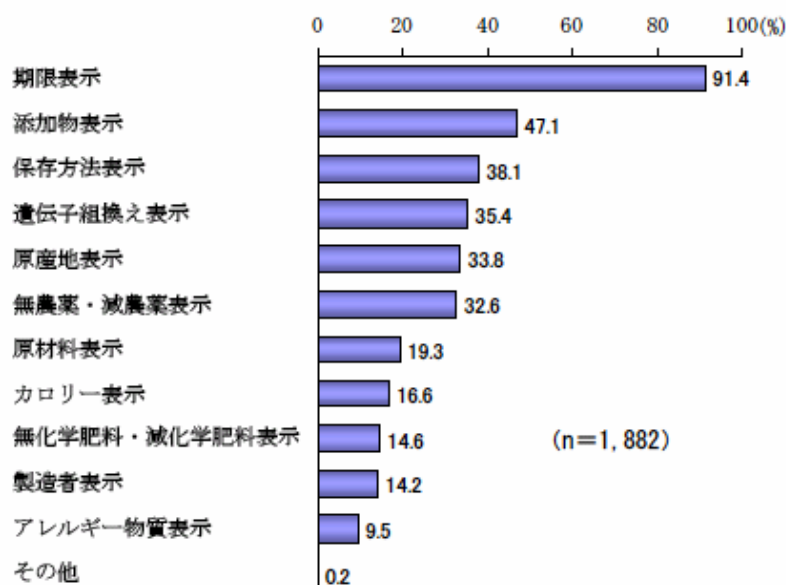
(4-1) 食品を購入する際に価格や量以外で重視している表示

◇「期限表示」が9割を超え突出

(問13で、「1」か「2」とお答えの方に)

問13-1 【回答票13-1】あなたが食品を購入する際に、価格や量以外で重視している表示は何ですか。この中からあてはまるものをいくつでも選んでください。

<図表3-9> 食品を購入する際に価格や量以外で重視している表示 (複数回答)



(5) 『ちばエコ農産物』の認知度

◇「知っている」人が2割弱であるのに対し、「知らない」は8割を超える

問14 【回答票14】千葉県では、生産者が努力し、農薬と化学肥料の使用を通常の半分以上に減らして栽培した農産物を「ちばエコ農産物」として認証しています。あなたは、「ちばエコ農産物」を知っていますか。この中から1つ選んでください。

<図表3-11> 『ちばエコ農産物』の認知度



(5-1) 『ちばエコ農産物』の購入経験の有無

◇「購入したことがある」が半数を超える

(問14で、「1 知っている」とお答えの方に)  
問14-1 【回答票14-1】あなたは、「ちばエコ農産物」を購入した経験がありますか。この中から1つ選んでください。

<図表3-13> 『ちばエコ農産物』の購入経験の有無

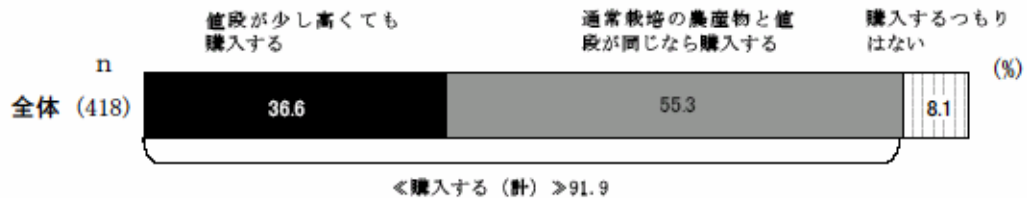


(5-2) 『ちばエコ農産物』を知っている人の今後の購入意向

◇「通常栽培の農産物と値段が同じなら購入する」人が半数を超える

(問14で、「1 知っている」とお答えの方に)  
問14-2 【回答票14-2】あなたは、今後、「ちばエコ農産物」を購入しようと思いませんか。この中から特にあなたのお考えに近いと思うものを1つ選んでください。

<図表3-15> 『ちばエコ農産物』を知っている人の今後の購入意向



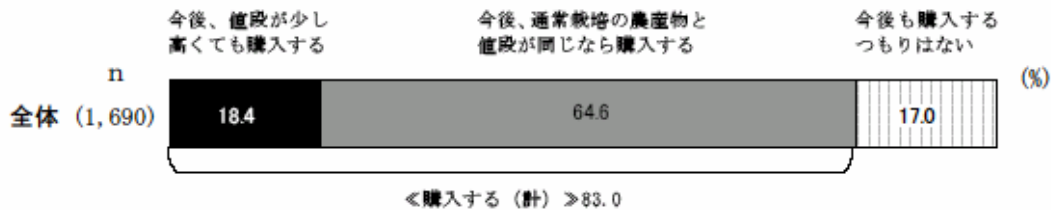
(5-3) 『ちばエコ農産物』を知らない人の今後の購入意向

◇「今後、通常栽培の農産物と値段が同じなら購入する」が6割台半ばに近い

(問14で、「2 知らない」とお答えの方に)

問14-3 【回答票14-3】あなたは、今後、「ちばエコ農産物」を購入しようと思いませんか。この中から特にあなたのお考えに近いと思うものを1つ選んでください。

<図表3-17> 『ちばエコ農産物』を知らない人の今後の購入意向

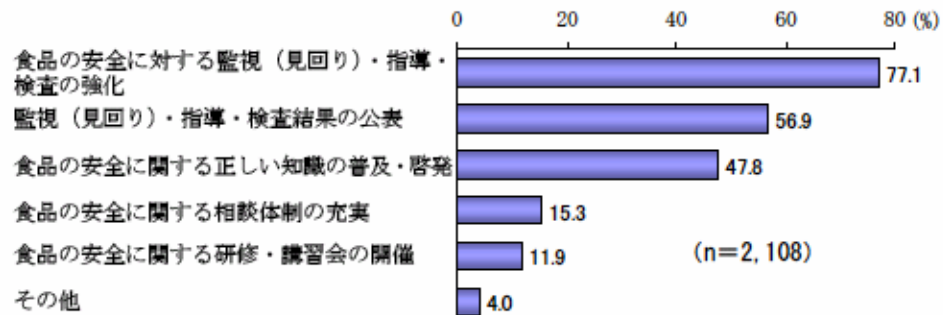


(6) 食品安全確保のための県への要望

◇「食品の安全に対する監視（見回り）・指導・検査の強化」が7割台半ばを超え突出

問15 【回答票15】あなたが、食品の安全確保のため、県に望むことは何ですか。この中からあてはまるものをいくつでも選んでください。

<図表3-19> 食品安全確保のための県への要望（複数回答）



(2) 食の安全に関するアンケート調査結果

都道府県名	千葉県	茨城県	全国			栃木県	群馬県	埼玉県		東京都	神奈川県	横浜市	山梨県	新潟県		静岡県		
調査年度	H15	H16	H14	H15	H15	H16	H16	H16	H15		H16	H15	H16	H14、1回	H14、4回	H14		
事業名	県政に関する世論調査	食の安全に関するアンケート	国民生活動向調査	食の安全性に関する意識調査	食の安全性に関する意識調査	食の安全・安心に関するアンケート	食の安全に関する県民意識アンケート	県政世論調査	食の安全・安心に関するアンケート	食の安全・安心に関するアンケート	食の安全・安心に関するアンケート	食の安全に関するアンケート	食の安全・安心に関するアンケート	食品の安全性に関する意識調査	食品の安全性に関する意識調査	食品の安全性に関する意識調査		
調査対象者	県内在住男女	食の安全モニター	女性	食品安全モニター	国政モニター	イベント会場での調査	一般県民・食品関係事業者	一般県民	県政モニター		シンポジウム参加者	講習会・ソブジウム・意見交換会参加者	県政モニター	アンケート調査協力員	アンケート調査協力員	県政インテターネットモニター		
調査対象数	3,000名		3,000名	470名	550名	243名	2,045名	3,000名	194名	35名	327名	4,292名	464名	200名	200名	498名		
回答数(率)	2,108名 (70.3%)	32名	2,121名 (70.7%)	455名 (96.8%)	326名 (59.3%)		1,057名 (51.7%)	2,263名 (75.4%)	178名 (91.8%)		132名 (40.4%)		391名 (84.3%)	189名 (94.5%)	174名 (87.0%)	452名 (90.8%)		
質問	食の安全に関心あり	62.8						16.0										
	多少関心あり							46.4										
	食の安全に非常に不安		34.0		28.8	37.9	28.1		39.9	74.0			31.0	76.7		大いに不安38.5 不安40.0		
	少し(多少)不安		66.0		66.0	53.1	56.9		52.2				59.0			19.5		
回答率(%)	食の安全に関する心配事																	
	輸入食品	42.4	75.0		66.4	63.5	51.0	74.3	47.7	61.6	約54	58.3	40.6	35.0		42.0	64.6	
	遺伝子組換え食品		43.8		49.0	51.5	39.9	71.1		23.8	約54	44.7	39.4	40.0	21.6	32.8	46.5	
	食品添加物	39.8	62.5		64.4	84.4	61.7	77.1		47.6	約57	62.9	61.7	33.0		42.5	54.0	
	残留農薬	36.5	75.0		67.7	89.0	65.8	77.9(含む医薬品)		37.8(含む抗生物質)	約61	56.1	45.5	42.0	75.7	46.0	84.5(含む抗生物質)	
	安全情報が少ない	34.6	-		-	-			32.8	37.2								
	食品を購入する際に重視する表示(価格、量以外)																	
	期限表示	91.4	75.0	96.1				65.4	約80		88.8			73.1	72.0	81.0		90.0
	添加物表示	47.1	62.5	58.0				56.0	約25		68.5			60.5	33.0	41.2		
	保存方法	38.1	28.1	-					約30		20.2			26.2		15.7		20.4
遺伝子組換え表示	35.4	62.5	48.4					約33		27.5			38.0	46.0				
原産地表示	33.8	71.9					30.5	約40		75.8			43.1		58.8		59.1	
(原産国)			64.2											42.0				
(国産品の産地)			57.3											18.0				
無農薬、減農薬表示	32.6	31.3	43.2									32.6	36.0					
原材料	19.3	68.8	39.8				25.9	約20							39.2		80.8(含む遺伝子組換え)	
食品行政に望むこと																		
監視指導の強化	77.1	37.5					68.7			65.2		64.4	54.5				71.0	
監視指導、検査結果の公表	56.9	-					58.0						50.2				73.9	
立入検査の強化							64.2						28.2				72.6	
検査の公表							54.7						31.2				72.6	
知識の普及、啓発	47.8	31.3								33.7		43.2					24.6	
情報提供の充実							40.3			43.3		53.0	32.8				42.5	
相談体制の充実	15.3	3.1										20.5						
研修、講習会の開催	11.9	3.1																

## 5 食品等に関する法令及びその概要

法令	規定している内容
食品安全基本法	<p>関係者の責務・役割の明確化</p> <p>食品健康影響評価の実施</p> <p>食品健康影響評価に基づいた施策の策定</p> <p>情報の提供、意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進</p> <p>緊急の事態に関する体制の整備等</p> <p>基本的事項の策定</p> <p>食品安全委員会の設置</p>
食品衛生法	<p>国、地方自治体の責務</p> <p>食品等事業者の責務</p> <p>食品等の規格基準の設定と違反品の排除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添加物、器具容器包装、おもちゃ、洗浄剤</li> <li>・ 乳、乳製品、乳等の器具容器包装、原材料</li> </ul> <p>表示基準の設定と違反品の排除</p> <p>残留農薬、動物用医薬品の基準の設定と違反品の排除</p> <p>添加物の指定、規格基準の設定と違反品の排除</p> <p>食品営業施設、給食施設の監視指導</p> <p>監視指導計画の作成及び公表</p> <p>検疫所による輸入食品の監視指導</p> <p>総合衛生管理製造過程の承認</p> <p>中毒の届出、調査、報告</p>
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	<p>日本農林規格</p> <p>品質表示基準の設定と違反品の排除</p> <p>有機農産物の検査、認証</p> <p>生産履歴公表</p>
と畜場法	<p>と畜場以外での獣畜のとさつ、解体の禁止</p> <p>獣畜のとさつ、解体の検査</p> <p>食用不適の獣畜のとさつ、解体の禁止</p> <p>と畜場の衛生保持</p>
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	<p>食鳥処理の事業の許可</p> <p>食鳥とたいの検査</p>
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	<p>家庭用品の基準の設定、違反品の排除</p> <p>家庭用品の製造、輸入、販売施設の立入検査等</p>
健康増進法	<p>特別用途食品の表示</p> <p>栄養表示基準の設定</p> <p>健康食品等の誇大表示の禁止、勧告</p> <p>特別用途食品の検査</p>

法令	規定している内容
薬事法	動物用医薬品の製造、輸入、使用の規制 ・肉、乳等の食用に供される牛、豚等
不当景品類及び不当表示防止法	虚偽・誇大などの不当表示の規制 公正競争規約制度（景品類又は表示に関する自主的ルール）
農薬取締法	農薬の登録、表示 農薬の販売と使用の規制 農薬の製造、加工、輸入、販売場所の検査等
肥料取締法	肥料の品質等の保全、公正な取引、安全な施用の確保 肥料の規格、使用基準の公定、登録、検査等
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病の発生予防 人畜共通感染症の予防
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	飼料、飼料添加物の成分規格、製造・使用・保存・表示の基準の設定 公定規格、表示基準の設定 規格設定飼料製造業者の登録 製造、輸入、販売、輸送、保管の関係場所の立入検査等 有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地の土壌の特定有害物質（カドミウム等）による汚染の防止、常時監視、調査測定。
牛海綿状脳症対策特別措置法	と畜場内で解体された省令で定める月齢以上の牛の内臓等の牛海綿状脳症に係る検査
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	牛個体識別台帳の作成、記録等 牛の出生等の届出、耳標の管理 と畜者、販売業者、特定料理提供業者による個体識別番号の表示等
食育基本法	家庭、学校、保育所における食育の推進 地域における食生活改善の取組みの推進 食育推進運動の展開等
消費者基本法	わが国消費者政策の基本的な枠組み 消費者の権利の尊重と自立の支援を基本理念 国、地方公共団体、事業者、消費者等の責務等 国等による消費生活における安全確保など基本的施策などを規定



## 6 食品等に関する規制等の主な内容

資料	法律 食品の供給段階	生産	製造・加工・販売等	消費
2	食品安全基本法 平成15年5月23日法律第48号			
3	食品衛生法 昭和22年12月24日法律第233号		<ul style="list-style-type: none"> <li>食品、添加物、器具容器等の規格基準</li> <li>農薬、動物用医薬品の残留基準の設定</li> <li>表示基準の設定</li> <li>輸入食品の監視指導</li> <li>食品営業施設、給食施設の監視指導</li> </ul>	
4	農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法） 昭和25年5月11日法律第175号		<ul style="list-style-type: none"> <li>日本農林規格</li> <li>表示基準の設定</li> <li>有機農産物の検査、認証</li> <li>生産履歴の公表</li> </ul>	
5	と畜場法 昭和28年8月1日法律第114号		<ul style="list-style-type: none"> <li>獣畜のとさつ、解体の検査</li> </ul>	
5	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 平成2年6月29日法律第70号		<ul style="list-style-type: none"> <li>食鳥とたし検査</li> </ul>	
7	健康増進法 平成14年8月2日法律第103号		<ul style="list-style-type: none"> <li>特別用途食品の表示、検査</li> <li>栄養表示基準</li> <li>健康食品等の誇大表示の禁止、勧告</li> <li>特別用途食品の検査</li> </ul>	
8	薬事法 昭和35年8月10日法律第145号	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物用医薬品の使用等の規制</li> </ul>		
9	不当景品類及び不当表示防止法 昭和37年5月15日法律第134号		<ul style="list-style-type: none"> <li>虚偽・誇大などの不当表示の規制</li> <li>公正競争規約</li> </ul>	
10	農薬取締法 昭和23年7月1日法律第82号	<ul style="list-style-type: none"> <li>農薬の登録、表示</li> <li>農薬の販売、使用の規制</li> <li>農薬の製造、加工、輸入、販売場所の検査等</li> </ul>		
11	肥料取締法 昭和25年5月1日法律第127号	<ul style="list-style-type: none"> <li>肥料の規格、使用基準、登録、検査等</li> </ul>		
12	家畜伝染病予防法 昭和26年5月31日法律第166号	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜の伝染性疾患の発生予防</li> <li>人畜共通感染症の予防</li> </ul>		
13	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 昭和28年4月11日法律第35号	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料、飼料添加物の成分規格、製造、使用</li> <li>表示等の基準</li> <li>公定規格、表示基準の設定</li> <li>有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止</li> </ul>		
14	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 昭和45年12月25日法律第139号	<ul style="list-style-type: none"> <li>農用地の土壌の特定有害物質による汚染防止、監視、調査測定</li> </ul>		
15	牛海綿状脳症対策特別措置法（BSE） 平成14年6月14日法律第70号	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛海綿状脳症に係る検査</li> </ul>		
16	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 平成15年6月11日法律第72号	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛の出生等の届出、耳標の管理</li> <li>個体識別台帳の作成、記録等</li> <li>と畜者、販売業者、特定料理提供業者による個体識別番号の表示等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>と畜者、販売業者、特定料理提供業者による個体識別番号の表示等</li> </ul>	
17	食育基本法 平成17年6月17日法律第63号			<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭、学校、保育所における食育の推進</li> <li>地域における食生活改善の取組みの推進</li> <li>食育推進運動の展開等</li> </ul>
18	消費者基本法 昭和43年5月30日法律第78号			<ul style="list-style-type: none"> <li>わが国の消費者政策の基本的な枠組み</li> <li>消費者の権利の尊重と自立の支援を基本理念</li> <li>国、地方公共団体、事業者、消費者等の責務等</li> <li>国等による消費生活における安全確保など基本施策などを規定</li> </ul>

《参 考》

基 準	製造、加工、使用、保存など、その取扱い方法の具体的な行為の規範ともいうべきもの。
規 格	食品や添加物などの純度や成分など、それ自体の成分に関する標準のこと。
表示基準	販売される食品、添加物、規格基準が定められた器具・容器包装について、名称、期限表示、製造所所在地、製造者などを基本的事項として定めている。 表示の規制は、食品衛生法、JAS 規格、不当景品類及び不当表示法、健康増進法などにより規制されている。
公正競争規約	公正取引委員会の認定を受けて、事業者又は事業者団体が自主的に決定するルール。
とさつ	食肉や皮を取るために、家畜を殺すこと。
とたい	食用に供する目的で獣畜をとさつ又は解体したもの。
牛海綿状脳症	異常プリオンたん白質が病気の原因とされ、牛の脳の組織に海綿状（スポンジ状）の変化（BSE）を起こす疾病である。

## 7 法令で規定する関係者の責務や役割

### 食品安全基本法（抜粋）

#### （国の責務）

第6条 国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （食品関連事業者の責務）

第8条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第4項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体を実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

#### （消費者の役割）

第9条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

## 食品衛生法（抜粋）

（国、都道府県等の責務）

第2条 国、都道府県、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対し前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

（食品等事業者の責務）

第3条 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するように努めなければならない。

3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となった販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

## 健康増進法（抜粋）

### （国民の責務）

第2条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

### （健康増進事業実施者の責務）

第4条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。

## 消費者基本法（抜粋）

### （国の責務）

第3条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

### （事業者の責務等）

第5条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 国又は地方公共団体を実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（平成16年7月、内閣府食品安全委員会）より抜粋

## 8 食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状

## ・食の安全とリスクコミュニケーション

### 1．リスクコミュニケーションの役割

#### (1) リスク分析とは

食品は本来私たちにとって欠くことのできない糧を与えてくれるものです。しかし、そのとり方や量が適切でないと健康に悪影響を与える可能性もあります。さらに食品を汚染する病原菌や、有害物もあり、これらを「ハザード(有害性要因)」と呼びます。ハザードが健康に有害な影響を及ぼす確率と有害な影響の深刻さをリスクと呼びます。毒性の低いものでも取り方や量により深刻な影響を及ぼしリスクは大きくなり、毒性の高いものも体に取り入れる量がきわめて少なければ影響は出ずリスクは小さいといえます。

リスク分析では、食品を食べることによってどのような危害が生じるのか、また、どの程度食べると危害が生じるのかを明らかにする「リスク評価」と、人々の心配の程度や、費用と効果の関係、食品がもたらす健康への恩恵、社会的な影響などを考慮しながら、リスクを低減する措置を講ずる「リスク管理」、そしてリスク評価の妥当性やリスク管理の手法について、情報を共有し、各々の立場からの意見を交換し、理解し、協同、協力する「リスクコミュニケーション」の3つが重要とされます。

リスク分析の考え方は、事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にすることに役立つことから、各国に対して国際食品規格(Codex)委員会が導入を奨励するなど、国際的に食品のリスクに対処する共通の考え方となっています。我が国においても、平成15年7月に施行された食品安全基本法などにより、食品の安全を守るための基本的な考え方として採用されました。

またリスクコミュニケーションには、平時から、常に行っておくべき情報の共有、意見の交換と、緊急時に被害や社会的損害を小さく保つための危機管理の一環としての情報提供、指導(クライシス・コミュニケーション)の2つの種類が考えられますが、ここでは、主として前者を扱います。

#### (2) リスクコミュニケーションとは

食品の安全性確保は、「農場から食卓まで」という言葉で示されるように農場から食卓にいたるさまざまな段階で、生産者、流通関係者、行政や消費者などの関係者がそれぞれの立場で努力してはじめて確保されるものです。たとえば、最近のニワトリの高病原性鳥インフルエンザ感染時の対応では、問題の発見、安全性の科学的評価、安全管理方法の選択・実行のすべてにおいて、関係者の誰もが重要な役割と責任を担っていることが示されましたが、問題に気がついた人が直ちにその問題を指摘し、対処法を理解して協力していかないと取り返しのつかない事態を招く場合もあります。適切なリスクコミュニケーションは、食品の安全性確保のための対策が、科学的な根拠に基づいて適切に実行されるために、欠くこ



とのできない関係者間の理解と協力のための基礎です。

リスクコミュニケーションは、リスク評価、リスク管理について理解を深め、意見を交換する手法で、リスクの評価、管理と並んでリスク分析手法の3要素の1つと位置づけられています。

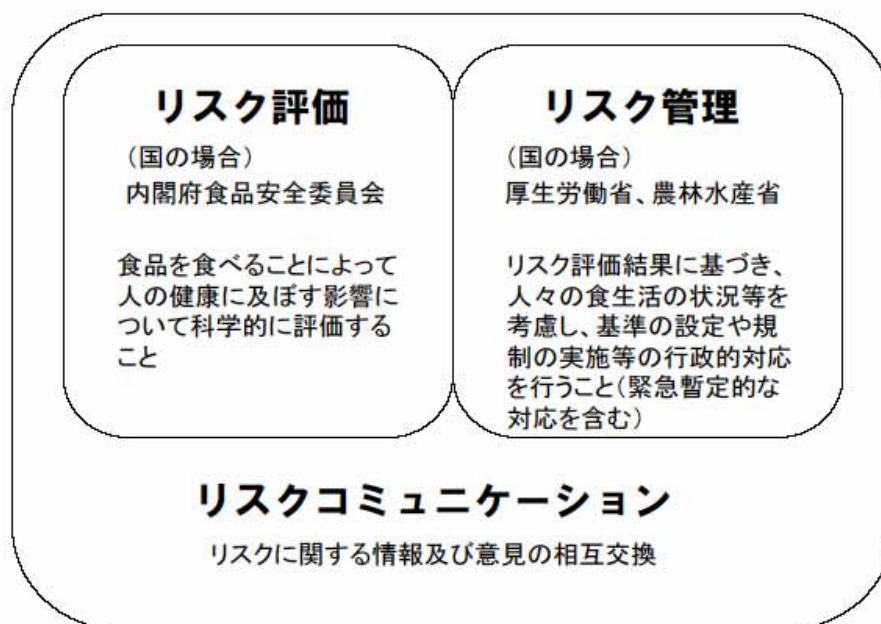


図 リスク分析の3要素

しかし、「リスクコミュニケーション」という言葉は、我が国の食の分野では、まだなじみが薄い状況です。「リスク」という言葉は、これまで、災害防止、危機管理、投資などの場面で使われてきましたが、食の分野で、「リスクコミュニケーション」と言われても、何のことが分からないと言う方もいるかもしれません。リスクコミュニケーションとはどんな食品にも食べ方や量によっては多少のリスクのあることを前提に、科学に基づいて費用や効果も考え、科学的な対処法等について広報し、意見を交換し、協力することをいいます。

## 2. リスクコミュニケーションの目標

食の安全に関するリスクコミュニケーションは、リスク評価とリスク管理の過程において、関係者が必要な情報を共有した上で、関係者の意見が適切に反映されることを目標とし、次の点に注意して実施することが必要です。

- (1) 関係者はそれぞれ食品の安全性に関する情報を「迅速に、必要な内容をすべて、わかりやすく、正確に」共有するとともに、各プロセスの透明性を確保する。この場合、「逃げるな、隠すな、嘘つくな」を原則とすることが重要。

- ( 2 ) 食品のリスクとその低減措置についてすべての関係者の間で話し合って共通理解を得るように努力し、それぞれの責務、役割に応じて参加し、貢献する。

### 3 . リスクコミュニケーションの手法と手段

食の安全に関するリスクコミュニケーションを効果的に推進するためには、国又は関係者が、以下の点を早急に実現することが必要と考えられます。

- ( 1 ) リスクコミュニケーションを推進するための専門家を養成する。
- ( 2 ) 消費者等関係者の疑問などに答えるための常設窓口を設置する。
- ( 3 ) 関係機関の縦割りを廃して、共同でリスクコミュニケーションに当たる。
- ( 4 ) 対策がまとまっていない段階から、次の段階、目標を示す形で関係者との話し合いを持つ。
- ( 5 ) 情報公開の促進とメディアとの協力関係の促進を図る。そのために、メディアと日頃から意見交換を行える場を設置する。
- ( 6 ) 関係者の協議体を設置し、個別テーマごとの基本的な論点を抽出しておく。

### ．リスクコミュニケーションの現状

#### 1 . 食品安全基本法制定以前

食品安全基本法制定以前は、食の分野でリスクコミュニケーションという言葉はほとんど使われておらず、食品の安全性に関する関係者のコミュニケーションとしては、公的機関などからの情報の公開と、それに対応する報道、消費者の理解という一方向の流れが主で、一部審議会やパブリックコメントの機会に消費者代表が施策に関して意見を述べることはありましたが、逆方向の情報・意見の流れは限られたものでした。

平成 13 年 9 月 10 日に、我が国で最初の B S E を疑われる牛が発見されて以来の一連の出来事は、我が国の食品安全行政の仕組みを大幅に変えるきっかけとなりました。

食品の安全性の確保のための基本原則として「 B S E 問題に関する調査検討委員会報告書 (平成 14 年 4 月 2 日)」は、第一に消費者の健康保護を最優先すべきとし、次いでリスク分析手法の導入を掲げています。この報告などから、リスクコミュニケーションについて、次のような問題点が指摘されました。

#### ( 1 ) 行政機関間のコミュニケーション不足

生産段階を所掌する農林水産省と食品衛生を所掌する厚生労働省の連携が不足していた。

#### ( 2 ) 専門家と行政間のコミュニケーション不足

行政と科学の間に情報や意思疎通を円滑に行う相互信頼が確立されていなかった。

(3) 行政機関の正確な情報開示と透明性の確保が不十分

BSE発生の際の感染牛の処理情報を誤って伝えたほか、過去の経緯や政策内容についても説明不足だった。国民にどう伝わるかについても注意不足であった。

(4) 正確で分かりやすい報道の不足

危険性を過度に強調した報道があり、誤解を招く場合があった。マスメディア関係者に食品の安全性についての理解が不足していた。

(5) 消費者の理解を深めるための支援の不足

消費者の理解を深めるための支援が十分でなかったため、行政や表示に対する不信を招くこととなった。

(6) 関係者間のコミュニケーションの不足

問題点を見つけた時の通報など、初動時に迅速かつ適切な対応がなされなかった場合が見られた。

平成15年7月に食品安全基本法が施行され、食品安全委員会が新設されました。これらの新しい法律制度や行政組織により、リスクコミュニケーションについても新たな制度が作られました。

今後は、より効果的なリスクコミュニケーションの実施を可能とするよう、これらの制度を適切に運用していくことと関係者の連携が確保されるような実質的な仕組みを構築していくことが重要と考えられます。

## 2. 食品安全基本法制定以後

### (1) 関係法律の規定

#### 食品安全基本法

食品安全基本法により、食品安全行政にリスク分析手法の導入が図られました。具体的には、食品健康影響評価（リスク評価）の実施、食品健康影響評価に基づいた施策の策定（リスク管理）、第13条にリスクコミュニケーションについて定められています。これは、我が国の食品の安全性の確保に関する施策全てにわたって適用される考え方となっています。

#### 食品衛生法

食品衛生法には、リスクコミュニケーションに関し2つの規定が設けられています。1つは、規格・基準や監視指導計画の策定等の際に、必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めます。もう1つは、定期的に、食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、その施策について広く国民又は住民の意見を求めます。その運用は、関係府省の連携のもとで行うこととなっています。

## (2) 各府省の実施状況

内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省は連携して、平成15年7月1日の新制度施行以降、委員会、審議会などの原則公開、食品影響評価やそれに基づく管理施策に関して広く一般からの意見、情報の募集、意見交換会等の開催、関係者の相談窓口の設置、各種のモニターの設置など、リスクコミュニケーションを実施しています。

このような関係者の努力により、国、地方公共団体の行う食品安全性関係の情報の開示、説明、伝達など情報流通の面では一定の改善がみられています。

しかし、米国におけるBSEの発生、国内における79年ぶりの鳥インフルエンザの発生など様々な出来事にこのリスクコミュニケーションの真価が発揮されるにはまだまだ時間が必要に思われます。

また、遺伝子組換え技術のように、技術そのものの有用性や倫理性、環境影響などについて基本的な議論がされている一方で、現実に生産されている遺伝子組換え食品の安全性について議論していく必要がありますが、こうした場合も、リスク分析の考え方を適用して対応し、一層、食品のリスクとそれへの対応という考え方の理解を広めていく努力が必要です。

## (3) 地方公共団体の実施状況

食品安全基本法では、地方公共団体の責務が規定され、地域の住民や事業者にとり身近な全国の都道府県、市町村においても、食品の安全性の確保のために新しい組織、協議体などが構築され、食の安全について参加型の議論が行われています。

その多くは、各自治体内の行政、消費者、食品関連事業者、学識経験者、メディアなど食の関係者からなる協議機関を設け、基本方針や行動計画などを作成し、個別の問題についての意見交換を行うものです。

各自治体内においても、農林水産部局、食品衛生部局、環境部局、生活環境部局などの連携を図るための組織改革が行われている例が多く見られます。

例えば、1200万人の都民をかかえる東京都では、平成2年12月に「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針(平成11年4月2日改定)」が策定され、都民の意向の施策への反映、情報の収集提供と普及啓発の推進、消費者と生産・製造者等との相互理解の促進、が施策推進の方向として示されました。この方針に沿って、平成2年から、都民からの相談事業の充実、情報誌「くらしの衛生」の発行、「くらしの衛生セミナー」の開催、「食と住まいの衛生コーナー」の開設、「東京都食品保健懇話会」の設置、などの事業を展開し、平成9年からインターネットを利用した情報提供を開始しました。さらに、平成15年度からは、食品安全情報評価委員会の設置、インターネット上で食に関する問題について討論を行う場として「食品安全ネットフォーラム」開設、多くの都民が

一堂に会して情報交換する場である「食の安全都民フォーラム」開催、といった新たな取組みを行っています。

りんごの生産県として有名な青森県では、県庁健康福祉部内に「食の安全・安心対策チーム」を設置し、食の安全・安心対策について全庁的に取り組みながら、県内の消費者、生産者、流通関係者などで構成される青森県食の安全・安心対策本部において、生産者や事業者の考える安全・安心に関するアンケート結果などを参考にして、「青森県食の安全・安心対策総合指針」を作成し、食の安全・安心対策について取り組んでいます。

やはり農林水産業の盛んな熊本県では、消費者の安全・安心のために、県が行う総合的な施策推進の基本的な考え方や施策の体系等を定めた「くまもと食の安全安心のための基本方針」をパブリックコメントを経て作成し、平成16年1月に、くまもと食の安全県民会議と県立大学との共催で「くまもと食の安全安心フォーラム」を開催し、その中で、アクションプログラムを採択しています。

この他の道府県、市町村においても食品安全関係部署間の連絡体制の整備、関連条例の制定、基本方針、行動計画の策定、調査審議機関の設置、関係団体との連絡会議の設置などが順次行われ、地方における食品安全行政の新たな枠組みが整いつつあります。

#### (4) 食品関連事業者の取組み

農林漁業の生産資材、農林水産物を含む食品、添加物、器具、容器包装の生産、輸入、販売などを行う食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たって、食品の安全性の確保について第一義的責任を有するとされています（食品安全基本法第8条）

そのため、生産から販売にいたる食品関連事業者の間でも、食品の安全性確保のための有効な情報交換や協力の推進が求められています。

食品関連事業者では、提供する商品の安全性確保とあわせて、消費者などからの問い合わせ、意見を受け、商品に反映させていくリスクコミュニケーションの努力がされています。

例えば、ある飲料メーカーでは、消費者、顧客からの問い合わせを的確に取り入れるため、15～16年前から商品に担当部署の電話番号を記載するようになり、5～6年前にはフリーダイヤルとし、一部休日にも対応し、年間12～13万件の問い合わせが寄せられています。問い合わせの内容は、成分、効能、賞味期限、添加物、アレルギーなど千差万別ですが、最近は安全性に関するものが増え、社内調整の上、消費者の安全を最優先し、注意表示に繋げ、さらに業界全体としての表示改善につながったものもあります。企業においても、透明性の確保、コミュニケーション能力の確立などリスクコミュニケーションの原則は共通のものと考えられています。

#### (5) 消費者の取組み

消費者も食品の安全性の確保のために、知識と理解を深め、関係施策について意見を表明するよう努めるなど大きな役割を果たすことが期待されています(食品安全基本法第9条)。現に多くの消費者団体では、食の安全を活動の柱の1つとして掲げ、以下のような種々の取組みがなされています。

BSEや化学物質など、食の安全に関する課題ごとの研究会開催  
生産者、食品関連事業者、行政関係者等との情報、意見の交換  
食品健康影響評価、食品の安全性確保のための規制等の管理措置に対する  
意見表明  
地域における有機資源循環と食の安全を両立させようとする消費者と生産者の取組み等

9 他自治体における食品安全条例等の制定状況

	北海道	宮城県	秋田県	群馬県	埼玉県	東京都	岐阜県	熊本県	大分県
条例名	食の安全・安心条例	食の安全安心推進条例	食品の安全・安心に関する条例	食品安全基本条例	食の安全・安心条例	食品安全条例	食品安全基本条例	食の安全安心推進条例	食の安全・安心推進条例
条例の性格	理念条例	理念条例	理念条例	理念条例	理念条例	理念条例（一部規制）	理念条例	理念条例（一部規制）	理念条例（一部規制）
公布日	平成 17 年 3 月	平成 16 年 4 月	平成 16 年 3 月	平成 16 年 3 月	平成 16 年 8 月	平成 16 年 3 月	平成 15 年 12 月	平成 17 年 3 月	平成 17 年 3 月
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務との役割の明確化</li> <li>・施策の総合的、計画的な推進</li> <li>・道民の健康の保護と安全安心な食品の生産及び供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務との役割の明確化</li> <li>・関係者との協働取組の促進</li> <li>・施策を総合的に推進</li> <li>・食の安全安心（食品の安全性及び信頼性）の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務と役割の明確化</li> <li>・施策の総合的、計画的な推進</li> <li>・県民の健康で充実した生活の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務の明確化</li> <li>・施策の総合的、計画的な推進</li> <li>・県民生活の安定及び向上の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務と役割の明確化</li> <li>・施策の総合的、計画的な推進</li> <li>・県民の健康の保護と食生活の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務と役割の明確化</li> <li>・基本的な施策及び具体的な方策の推進</li> <li>・現在及び将来の都民の健康の保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務と役割の明確化</li> <li>・施策の総合的、計画的な推進</li> <li>・県民が健康で安心できる生活の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務と役割の明確化</li> <li>・施策の総合的、計画的な推進</li> <li>・県民の生命及び健康の保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務と役割の明確化</li> <li>・施策の総合的、計画的な推進</li> <li>・県民の健康の保護及び食生活の向上</li> </ul>
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道民の健康の保護が最重要</li> <li>・道民の要望・意見の反映、関係者との協働</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の健康の保護が最重要</li> <li>・農林水産物の供給段階の適切な措置</li> <li>・関係者の連携協力と主体的な取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の健康保護を最重視</li> <li>・科学的知見及び総合的な行政の視点での施策の作成</li> <li>・相互の情報及び意見の交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の健康の保護が最重要</li> <li>・科学的知見での施策の作成</li> <li>・積極的な情報の公開と意見の交換等による情報の共有及び共通認識の形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的知見での施策の作成</li> <li>・情報及び意見の交流を通じての相互理解と協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の信頼と相互理解の構築</li> <li>・情報の積極的な開示と県民の意見の聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の供給過程を重視する循環型社会の視点からの施策の作成</li> <li>・食品の一連の供給行程の各段階の監視、指導及び検査の充実</li> <li>・情報の迅速、正確な提供</li> <li>・関係者の相互理解、連携、協働などのパートナーシップの視点が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の健康の保護が最重要</li> <li>・情報の積極的な開示と関係者の相互理解と協力</li> <li>・環境との調和に配慮</li> </ul>
県の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な施策の策定と実施</li> <li>・国、他の都府県、市町村との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の健康の保護が最重要</li> <li>・食品の一連の過程における適切な施策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な施策の策定と実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な施策の策定と実施</li> <li>・食品の一連の過程での適切な施策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的・計画的な施策の策定と実施</li> <li>・食品の一連の過程での適切な施策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的・計画的な施策の策定と実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な施策の策定と実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的・計画的な施策の策定と実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的・計画的な施策の策定と実施</li> </ul>
食品関連事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への安全で安心できる食品の提供責務</li> <li>・県施策への協力責務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への安全で安心できる食品の提供責務</li> <li>・県の施策及び措置への協力責務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への安全で安心できる食品の提供責務</li> <li>・県施策への協力責務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への安全で安心できる食品の提供責務</li> <li>・県施策への協力責務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への安全で安心できる食品の提供責務</li> <li>・食品の適切表示責務</li> <li>・情報公開の責務</li> <li>・県施策への協力責務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理推進責務</li> <li>・食品の安全の確保に係る知識の習得責務</li> <li>・食品情報の正確・適切な提供及び公開並びに積極的な説明</li> <li>・食品等の情報の記録、保管</li> <li>・食品の適切表示責務</li> <li>・施策協力責務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への安全で安心できる食品の提供責務</li> <li>・情報の開示、県民との積極的な交流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への安全で安心できる食品の提供責務</li> <li>・食品の正確・適切な情報提供</li> <li>・県施策への協力責務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への安全で安心できる食品の提供責務</li> <li>・情報の開示、県民との積極的な交流</li> <li>・自主的な衛生管理及び自主検査の推進</li> </ul>
消費者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心に関する正しい知識の取得</li> <li>・食の安全安心の確保に関する積極的な提案等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心に関する正しい知識の取得</li> <li>・食の安全安心の確保に関する積極的な提案等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心に関する正しい知識の取得</li> <li>・食の安全安心の確保に関する積極的な提案等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心に関する正しい知識の取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心に関する正しい知識の取得</li> <li>・食の安全安心の確保に関する積極的な提案等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心の確保に関する積極的な提案等</li> <li>・食の安全安心に関する正しい知識の取得</li> <li>・都の施策協力責務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心に関する正しい知識の取得</li> <li>・食の安全安心の確保に関する積極的な提案等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心に関する正しい知識の取得</li> <li>・食の安全安心の確保に関する積極的な提案等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全安心に関する正しい知識の取得</li> <li>・食の安全安心の確保に関する積極的な提案等</li> </ul>

	北海道	宮城県	秋田県	群馬県	埼玉県	東京都	岐阜県	熊本県	大分県
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>農用地の土壌汚染防止</li> <li>水域環境の保全</li> <li>硝酸性窒素等による地下水の汚濁防止に関する必要な措置</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への配慮</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への配慮</li> </ul>
食の安全・安心を一層高める農林水産物の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>(農産物等の安全,安心の確保)</li> <li>・クリーン農業、有機農業の推進や支援</li> <li>・遺伝子組替え作物等に関する必要な措置</li> <li>・家畜伝染病の検査、監視、防疫体制の整備等(水産物等の安全,安心の確保)</li> <li>・生鮮水産物の鮮度の保持に関する推進、支援</li> <li>・貝毒等に関する検査体制の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の生産及び供給体制の確立</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・一層安全性及び安心感の高い農林水産物の供給</li> <li>・生産に関する情報の記録の公開</li> <li>・農薬又は化学肥料の使用量を低減させる生産方式の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物の生産から販売に至る監視、指導等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な食品の生産管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関連事業者による自主的な取組の促進</li> <li>・食品関連事業者による食品供給行程における農薬等の使用に関する記録の管理及び残留農薬等の自主検査の促進</li> <li>・衛生管理のための技術の導入の促進</li> <li>・生産の履歴に関する情報の的確な提供の促進</li> <li>・生産者による農薬、動物用医薬品及び化学肥料の使用量の削減の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守の生産管理</li> </ul>
食の安全・安心を一層高める食品の供給					<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全・安心を一層高める食品の供給</li> <li>・生産に関する情報の記録の公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品等の生産から販売に至る監視、指導等</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守の製造、販売管理</li> </ul>
一貫した指導、監督及び検査の体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的、計画的な指導、検査、監視体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した監視、指導及び検査の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した指導、検査、監視体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査、監視及び試験研究の体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した指導、監視及び検査の体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区と連携した指導、監視等の体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査及び監視の体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した監視、指導及び検査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した監視、指導及び検査の実施</li> </ul>
適正な食品の表示の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な食品表示の確保</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示制度の適切な運用の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な食品表示の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な食品の表示の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示の適正化の推進)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正表示の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の適正表示の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正表示の推進</li> </ul>
情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集、分析及び公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集、分析及び公開</li> <li>・情報の共有及び相互理解の促進に関する必要な施策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査又は検査の状況その他の情報を適切に提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品等の安全性、食品表示、地域の食文化その他の食品に関する教育及び学習の機会の提供</li> <li>・知識の普及と情報の提供の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集、整理、分析</li> <li>・積極的な情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の的確な提供及び食品等の生産から販売に至る各行程における適切な情報の記録及びその保管並びに伝達について事業者による積極的な取組が促進されるよう、技術的な情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の積極的な開示</li> <li>・県民の食品の安全性に関する知識を深めるような必要な措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を積極的に収集</li> <li>・消費者及び食品関連事業者に対し、当該情報を迅速かつ正確に提供</li> <li>・消費者と食品関連事業者との間の相互理解を促進するための交流活動支援</li> <li>・県、消費者及び食品関連事業者がそれぞれの役割に応じて連携した取組を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴の記録及び保管</li> <li>・情報の公開及び相互理解の推進</li> </ul>



	北海道	宮城県	秋田県	群馬県	埼玉県	東京都	岐阜県	熊本県	大分県
調査研究の推進等	・研究開発の推進及び成果の普及	・試験研究体制の整備	・情報の収集及び分析並びに調査研究		・調査研究の推進、成果の普及啓発	・食品等の安全性に関する調査研究 ・食品等の生産、製造、試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進、成果 ・情報の収集及び整理 最新の科学的知見に基づく分析及び評価	・調査研究の推進	・調査研究等の推進及び成果の普及	
危機管理体制の整備	・重大な事態の発生又は当該事態の発生のおそれがある場合の緊急体制の整備	・食品による重大な健康被害の未然防止、拡大防止の緊急体制の整備。 ・一連の過程における国、他の都道府県等との連携強化。	・食品による重大な健康被害の発生、拡大防止の緊急体制の整備等。	・飲食に起因する危険性への統一的・効果的な対応。 ・県民、消費者、事業者、県等の関係者相互間の危険性に関する情報・意見の交換の仕組みの整備。 ・飲食に起因する重大な危害の発生（おそれ）への緊急対処発生防止に関する体制の整備。	・重大な事態の発生又は当該事態の発生のおそれがある場合の迅速・適切な体制整備。	・重大な健康被害の発生（おそれ）した場合の迅速かつ適切な緊急体制の確立等。	・健康被害の未然防止、又は拡大防止のための危機管理体制の整備等。	・健康被害の未然防止、又は拡大防止のための危機管理体制の整備。	・健康被害の未然防止、又は拡大防止のための危機管理体制の整備
関係行政機関との連携等			・市町村の施策の策定・実施に関わる情報提供、助言等の協力。 ・施策の推進ため、必要に応じ国・他の地方公共団体との協力。	・安全性の確保、適正表示の確保について、他の都道府県等との情報・意見の交換等。 ・県民の意向及び施策を効果的に推進するため、国への必要な協力要請、提言等。	・国及び他の地方公共団体との情報交換・連携協力。 ・広域的・効果的な取組の推進。 ・必要に応じ、国及び他の地方公共団体への意見・要請等。	・施策の推進についての特別区及び市町村との連携。 ・国又は他の地方公共団体との協力。 2 ・必要に応じ、国への意見、必要な措置の要請。	・市町村との連携。 ・広域的な取組を必要とする施策についての、国・他の地方公共団体との協力。 ・必要に応じ、国等に対し必要な措置の要請。	・環境保全施策との連携。 ・広域的な施策についての市町村、他の都道府県及び国との連携。 ・必要な施策についての国への提案。	
関係団体等の協働				・消費者の団体又は事業者等の団体との協働による施策の推進。	・消費者、農林漁業関連事業者、食品等事業者等の団体との協働による施策の推進。				
施策の公表					・毎年、食の安全・安心の確保に関して講じた施策の内容の公表。				
県民の意見交換の促進等（リスクコミュニケーション）	・道民及び生産者の情報、意見交換の促進	・県民参加の促進 ・施策への県民の意見の反映	・施策への県民の意見の反映		・施策への県民の意見の反映 ・県民の意見交換の促進	・情報の共有化、意見の交流等の推進) ・施策への都民及び事業者の意見の反映	・施策への県民の意見の反映 ・施策の策定の過程における公正性及び透明性の確保	・施策への消費者及び食品関連事業者の意見の反映	
施策の提案				・施策の申出	・施策の提案				・施策の申出
危害情報の申出	・危害情報の申出	・危害情報の申出			・危害情報の申出			・危害情報の申出	

	北海道	宮城県	秋田県	群馬県	埼玉県	東京都	岐阜県	熊本県	大分県
基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の策定</li> <li>道民の意見を反映</li> <li>北海道食の安全・安心委員会の意見聴取</li> <li>基本計画の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の策定</li> <li>県民の意見を反映</li> <li>みやぎ食の安全安心推進会議の意見聴取</li> <li>議会の議決</li> <li>基本計画の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の策定</li> <li>県民の意見を反映</li> <li>基本計画の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の策定</li> <li>群馬県食品安全審議会の意見聴取</li> <li>基本計画の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の策定</li> <li>県民の意見を反映</li> <li>基本計画の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の策定</li> <li>都民及び事業者の意見を反映</li> <li>東京都食品安全審議会の意見聴取</li> <li>基本計画の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の策定</li> <li>県民及び事業者の意見を反映</li> <li>基本計画の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の策定</li> <li>消費者及び食品関連事業者の意見を反映</li> <li>基本計画の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全行動計画の策定</li> <li>消費者及び食品関連事業者の意見を反映</li> <li>食品安全行動計画の策定の公表</li> </ul>
自主基準の設定及び公開		<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者・事業者による自主基準の設定及び公開の促進</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者・事業者による自主基準の設定及び公開の促進</li> </ul>
議会への報告		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会への報告</li> </ul>							
自発的な活動への支援			<ul style="list-style-type: none"> <li>食品関連事業者の自発的な活動の支援</li> </ul>						
教育の充実（知識の普及）	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育の推進</li> <li>普及啓発、情報の発信、地域の食材利用の促進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育その他の教育及び広報活動を通じての教育の充実等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>食育等による知識の普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育及び学習の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民と食品関連事業者の信頼確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及活動の推進、学習機会の提供及び地産地消（地域で生産されたものを当該地域で消費することをいう。）の推進</li> <li>地域、学校、家庭等が連携して行う学習、体験活動等の促進</li> <li>専門的な知識を有する人材の育成及び活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育の推進</li> </ul>
財制上の措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政上の措置</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>財政上の措置</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>財政上の措置</li> </ul>		
人材の確保及び育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の安全性に関する人材の確保及び育成</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の安全性に関わる人材の確保及び育成</li> </ul>		
推進体制の整備							<ul style="list-style-type: none"> <li>推進体制の整備</li> </ul>		
事業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者に対する衛生管理の推進</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者による自主的な衛生管理の推進</li> <li>事業者への技術的支援</li> <li>事業者による情報公開の促進</li> </ul>			
年次報告等				<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年1回の運用状況の公表</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年1回の運用状況の公表</li> </ul>		
立入検査等						<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の安全性調査の実施</li> <li>身分証明書の携帯</li> <li>調査の経過及び結果を明示</li> <li>調査の実施には、東京都食品安全情報評価委員会の意見を聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査の実施</li> <li>身分証明書の携帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査の実施</li> <li>身分証明書の携帯</li> </ul>	

	北海道	宮城県	秋田県	群馬県	埼玉県	東京都	岐阜県	熊本県	大分県
勧告及び公表						・安全性調査の結果による勧告と公表 ・勧告の実施には、東京都食品安全情報評価委員会の意見を聴取		・検査結果による勧告と公表	・検査結果による勧告と公表
自主回収報告制度						・自主回収報告制度			・自主回収報告制度
回収の報告に係る指導、報告、公表等						・回収の報告に係る指導、報告、公表等			・回収の報告に係る指導、報告、公表等
食品安全安心月間			・食品安全安心月間の設定						
組織の設置	・北海道食の安全・安心委員会の設置	・みやぎ食の安全安心推進会議の設置		・群馬県食品安全審議会の設置		・東京都食品安全審議会の設置 ・東京都食品安全情報評価委員会の設置			・大分県食品安全推進県民会議の設置
その他	・生産資材の適正な使用の指導,啓発(農薬、動物用医薬品、飼料、飼料添加物) ・道産食品の認証制度の推進 ・委員会の組織等 ・施行後3年の経過措置	・推進会議の組織等 ・規則への委任		・法令の解釈と運用 ・県の各機関が施策の調整を図る体制の整備 ・規則への委任		・規則への委任 ・罰則の設定 ・両罰規定の設定		・供給の禁止 ・規則への委任	・ふぐ処理等の衛生確保 ・手数料の納付 ・規則への委任



## 千葉県食品安全条例（仮称）策定に係る検討経過

年月日	会 議
17. 4.15	平成 17 年度第 1 回千葉県食品安全協議会 千葉県食品安全条例（仮称）の策定について 千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会の設置について
17. 6.15	第 1 回検討作業部会 食品安全条例（仮称）の策定について 今後の進め方について
17. 6.16	平成 17 年度第 2 回千葉県食品安全協議会 千葉県食品安全条例（仮称）の検討等作業状況について
17. 7.14	第 2 回検討作業部会 関係者の責務や役割について リスクコミュニケーションについて 条例のあり方について
17. 8. 4	第 3 回検討作業部会 食品安全条例（仮称）の基本構造・項目（案）について
17. 9. 6	第 4 回検討作業部会 食品安全条例（仮称）の基本的考え方の骨子（案）について
17. 9.16	第 5 回検討作業部会 遺伝子組換え食品等の規制等について 報告書（案）について
17.10.14	第 6 回検討作業部会 食品安全条例（仮称）検討作業部会報告書（案）について
17.10.25	平成 17 年度第 3 回千葉県食品安全協議会 検討作業部会での検討経過及び報告書について 食品安全条例（仮称）策定に係る千葉県食品安全協議会からの意見について

## 食の安全・安心確保のためのタウンミーティング開催状況

年月日	地 区	場 所	参加者
17.5.28	東葛地区	鎌ヶ谷市視聴覚センター（鎌ヶ谷市）	151 名
17.7.16	千葉地区	プラザ菜の花（千葉市）	157 名
17.8.27	北総地区	成田市市民ホール（成田市）	145 名

## 千葉県食品安全協議会 委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
消 費 者	田 井 修 司	千葉県生活協同組合連合会 理事	
	村 上 利 子	千葉県消費者団体連絡協議会 顧問	
	鈴 木 静 子	千葉県食生活改善協議会 会長	
	渡 辺 志 げ 子	消費者団体千葉県連絡会 代表幹事	
生 産 者	秋 山 正 志	全国農業協同組合連合会 千葉県本部企画部長	
	嶋 谷 一 隆	千葉県漁業協同組合連合会 販売部長	
	南 出 宏	社団法人千葉県畜産協会 家畜衛生部長	
	佐 藤 郁 子	ちば女性農業経営者の会 副会長	
製 造 ・ 加 工	鎌 田 知 能	社団法人千葉県食品衛生協会 専務理事	
	大 河 原 悦 子	千葉県学校栄養士会 副会長	
	堀 昱 弘	千葉県ミルクプラント協会 会長	
	花 岡 豊	株式会社紀文食品 品質衛生管理本部長	
流 通	山 口 健 一 郎	株式会社三越千葉店 営業第 5 部セ ネルマネージャー	
公 募 委 員	豊 村 至 子	主婦	
	小 林 孝 世	会社員（食品関連営業従事）	
学 識 経 験 者	赤 田 靖 英	株式会社千葉日報社 代表取締役	
	伊 藤 蓮 太 郎	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会専務理事	副会長
	山 崎 幹 夫	新潟薬科大学長、千葉大学名誉教授、	会長

千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会 委員名簿

（50音順）

氏名	所属	備考
天野 克美	キッコーマン株式会社 総務部長	
伊藤 蓮太郎	NPO 法人食品保健科学情報交流協議会 専務理事	部会長
大野 和佳子	主婦	
岡田 盛雄	千葉県農業協同組合中央会 農業振興部次長	
菊地 良子	主婦	
古明地 輝	千葉県栄養士会 主任	
小山 文子	ちば女性農業経営者の会 理事	
魚住 弘久	千葉大学法経学部 助教授	
佐藤 巖	千葉県漁業協同組合連合会 販売部次長	
田中 薫	株式会社三越千葉店 営業第5部マネージャー	
辻 成子	主婦	
西分 千秋	主婦	
萩原 博	株式会社千葉日報編集局 政治部長	副部会長
丸山 芳高	千葉県生活協同組合連合会 専務理事	
山田 多恵子	消費者団体千葉県連絡会 事務局長	